

愛知県高等学校文化連盟  
各 専 門 部 会 長 殿  
各 専 門 部 会 長

愛知県高等学校文化連盟  
会長 嶋 田 麻知代

### 令和4年度愛知県高等学校文化連盟専門部主催事業の展開について〔1〕

このことについて、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。  
なお、下記内容は、令和3年11月24日付け3高文連63-2号「令和3年度愛知県高等学校文化連盟専門部主催事業の展開について〔5-2〕」に同じです。  
また、このことに係る新たな依頼文書（「令和4年度愛知県高等学校文化連盟専門部主催事業の展開について〔2〕」）が発出されるまでは、本文書の依頼内容が継続されているものとしてお取り扱いください。

#### 記

#### 1 教員対象の諸会議について

- (1) 愛知県を対象区域とした「緊急事態宣言」が発令されている期間（以下「緊急事態宣言期間」という。）及び愛知県の一部地域を対象として「まん延防止等重点措置」が講じられている期間（以下「重点措置期間」という。ただし「重点措置期間」は実施会場が「重点措置」の対象地域に立地する場合に限定して使用する。）
  - ア 代替措置をとりうるものであれば、できる限り中止する。
  - イ 開催の必要がある場合は、検温・マスクの着用・手指消毒を徹底し、部屋の換気や出席者どうしの距離の確保に十分配慮するとともに、会議自体もできるだけ少人数かつ短時間で実施できるよう心がける。
- (2) 緊急事態宣言期間または重点措置期間以外の期間（以下「通常期間」という。）  
実施に当たっては、感染拡大防止措置の必要性を没却することのないよう十分に配慮する。

#### 2 生徒対象の諸行事について

- (1) 行事区分  
生徒対象の諸行事を以下のとおり区分する。
  - ア 上位大会出場校(者)の選考も兼ねる大会行事（以下「選考会等」という。）
  - イ 生徒の発表機会の確保を主たる目的とした大会行事（以下「発表会等」という。）
  - ウ 作品の展示・鑑賞が中心となる行事（以下「展示的行事」という。）
  - エ 生徒を対象とした講習会・研修会（以下「講習会等」という。）
  - オ 委員である生徒と教員が同席して行う会議（以下「委員会等」という。）
- (2) 行事区分の決定主体  
関係専門部
- (3) 期間別・行事区分別実施基準

	選考会等	発表会等	展示的行事	講習会等	委員会等
緊急事態宣言期間	《A》	【中止】	《D》	【中止】	【中止】
重点措置期間	《B》				《F》
通常期間	《C》		《E》	《G》	

【《A》～《G》すべてに共通する留意事項】

- ・参加者全員に対して検温、マスクの着用、手指消毒を徹底する。
- ・会場(部屋)の換気を定期的に行う。
- ・参加者どうしの距離を十分に確保するなど所謂「3密」の回避に努める。
- ・実施会場が定めるガイドラインを遵守する。
- ・熱や風邪症状のある者は参加させない。
- ・事後確実に参加者への連絡を取ることができる体制を確立しておく。
- ・参加予定校からの出場(出席)辞退の申し出には柔軟に対応する。

- 《A》・上位大会出場希望校(者)のみが参加する。  
・完全無観客で実施する(観客席に座るのは審査員のみとする)。  
・出演生徒は出演等のために指定された集合時間に来館し、演技終了後は直ちに退館する。  
・会場での飲食は厳禁とする。  
・運搬等は出演生徒のみで行う(係り生徒を置かない)。  
・上記による実施が困難な場合は「動画審査」を行うか、大会自体を中止する。
- 《B》・観覧者は関係者のみとする(一般公開はしない)。  
・上記「関係者」の定義、上限人数等は当該専門部が決定する。  
・出演生徒は指定された集合時間に来館し、用件終了後は直ちに退館する。  
・会場での飲食は厳禁とする。  
・運搬等は出演生徒のみで行う(係り生徒を置かない)。  
・上記による実施が困難な場合は「動画審査」を行うか、大会自体を中止する。
- 《C》・(選考会等の場合は)全出演校が演技動画を事前に準備しておく。  
・会館が規定する範囲内で有観客として実施する。  
・楽屋の使用、及び飲食の可否については会館の規定に従う。  
・係り生徒を置く場合は、できる限り同じ学校の生徒どうしで用務に当たることができるよう配慮する。また、活動時間も半日を上限とすることが望ましい。
- 《D》・搬入、搬出を含め運営スタッフに生徒を加えない。
- 《E》・係り生徒を置く場合は、できる限り同じ学校の生徒どうしで用務に当たることができるよう配慮する。また、活動時間も半日を上限とすることが望ましい。
- 《F》・参加者を精選し、会議時間もできる限り短くなるよう配慮する。
- 《G》・(講習会等の場合は)《E》に同じ。  
・(委員会等の場合は)1の(2)に同じ。

### 3 その他留意されたい事柄について

- (1) 感染状況の急速な変化などに対応するため、従来どおり、たとえ実施日直前であっても躊躇なく大会等を中止することができる体制は整えておいてください。  
なお、令和3年11月8日に政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が策定した新しい指標に基づき愛知県が「レベル4」に相当するとされた場合、大会等は必ず中止してください。
- (2) 上記2の(3)の《A》・《B》・《F》は、社会全体の所謂「行動制限の緩和措置」の流れに対応したのですが、参加生徒・職員に対してワクチン接種の有無を確認するようなことは全く必要ありませんので、そのようなことがないよう徹底を図ってください。
- (3) 大会等の実施に当たっては、どのようなケースにおいても、高文連事務局との事前調整を緊密に行っていただきますようお願いいたします。  
また、「緊急事態宣言期間」や「重点措置期間」において、各専門部の判断により、健康観察表や校長の参加許可文書の提出を参加生徒に求めるような場合も、必ず事前に事務局あてご相談ください。

愛知県高等学校文化連盟事務局

〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1 県東大手庁舎2階

〔担当；森崎・近田(こんだ)〕公式HP <https://aikoubun.com/>

TEL・FAX 052-953-5188 E-mail aikoubun@aroma.ocn.ne.jp